

# 公益財団法人慶長遣欧使節船協会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人慶長遣欧使節船協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を宮城県石巻市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、慶長遣欧使節等の大航海時代の歴史的実績並びに船舶及び海洋に関する学習・体験の場を提供することにより、地域の振興及び青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 慶長遣欧使節、船舶及び海洋に関する調査研究
  - (2) 慶長遣欧使節に関する資料の収集及び展示
  - (3) 船舶及び海洋に関する資料の収集及び展示
  - (4) 海事思想の普及・啓蒙
  - (5) 宮城県の指定を受けて行う慶長使節船ミュージアムの管理運営
  - (6) 石巻市の指定を受けて行うサン・ファン・パウティスタパークの管理運営
  - (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、宮城県内において行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会において総理事の3分の2以上の議決を得なければならない。
- 4 前項の議決をする場合には、あらかじめ評議員会の議決を得なければならない。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の議決を経て、直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 役員等の報酬及び費用弁償規程
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

## 第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に、評議員3名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第13条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、評議員会の議決により別に定める役員等の報酬及び費用弁償規程による。

## 第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 役員等の報酬及び費用弁償規程
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。  
2 評議員は、代表理事に対し評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。  
2 前項の場合において、議長は、評議員として表決に加わることはできない。  
3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。  
(1) 監事の解任  
(2) 定款の変更  
(3) 基本財産の処分又は除外の承認  
(4) その他法令で定められた事項  
4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第19条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、決議に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

(評議員会規程)

第21条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規程による。

## 第6章 役員

(役員の設定)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上10名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
  - 3 代表理事以外の理事のうち、5名以内を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 理事会は、その決議によって、前項で選任された業務執行理事より副代表理事、専務理事及び常務理事を選任することができる。ただし、副代表理事は3名以内、専務理事及び常務理事は各1名以内とする。
- 4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別な関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事には報酬を支給することができる。

その額については、評議員会が別に定める役員等の報酬及び費用弁償規程による。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(役員等の損害賠償責任の免除)

第29条 この法人は、一般法人法第198条において準用される同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令に規定する方法により算定された額を限度として理事会の決議によりこれを免除することができる。

(会長及び顧問)

第30条 この法人に会長及び顧問若干名を置くことができる。

2 会長及び顧問は、理事会において任期を定め、たうえで選任する。

3 会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

4 会長及び顧問は、代表理事の諮問に応え、代表理事に対し、意見を述べることができる。

## 第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事、業務執行理事の選定及び解職
- (4) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第33条 理事会は、通常理事会として毎事業年度2回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事として表決に加わることはできない。

(決議の省略)

第36条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることの出来る理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規程)

第38条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規程による。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する

(解散)

第40条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が精算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 事務局

(設置等)

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び所要の職員は、代表理事が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の議決により、別に定める。

## 第10章 情報公開等

(情報公開)

第43条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第44条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める個人情報保護規程による。

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、事務所の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第11章 補則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、一力 雅彦、業務執行理事は、丸森 仲吾、浅野 亨、亀山 紘及び濱田 直嗣とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

坂田 隆  
伊藤 克彦  
進藤 秋輝  
佐藤 憲一  
船渡 隆平  
黒沢 正敏  
西條 允敏  
平川 昌宏  
綿引 雄一  
菅原 通悦  
関口 哲雄  
阿部 秀保  
平 秀毅

以上

附 則

- 1 この定款の一部変更は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この定款の一部変更は、平成29年6月14日から施行する。

公益財団法人慶長遣欧使節船協会役員等名簿

【会長・顧問】

(平成29年4月1日現在)

役名	氏名	役職名	任期	選任する定時評議員会等
会長	村井 嘉浩	宮城県知事	H30第1回理事会	
顧問	寶田 直之助	元運営委員	H30第1回理事会	
顧問	京 極 昭	元評議員, 元運営委員	H30第1回理事会	

【役員】

代表理事	一 力 雅 彦	株式会社河北新報社代表取締役社長	H29定時評議員会	H29. 6. 13就任
副代表理事	鎌 田 宏	仙台商工会議所会頭	H29定時評議員会	H29. 6. 13就任
副代表理事	浅 野 亨	石巻商工会議所会頭	H29定時評議員会	H29. 6. 13就任
副代表理事	亀 山 紘	石巻市長	H29定時評議員会	H29. 6. 13就任
専務理事	濱 田 直 嗣	宮城県慶長使節船ミュージアム館長	H30定時評議員会	—
理事	伊 藤 敬 幹	仙台市副市長	H30定時評議員会	—
理事	佐 野 好 昭	宮城県環境生活部長	H30定時評議員会	H29. 3. 31辞任
理事	後 藤 康 宏	宮城県環境生活部長	H33時評議員会	H29. 6. 13就任
理事	後 藤 宗 徳	一般社団法人石巻観光協会会長	H30定時評議員会	—
理事	中 山 晴 久	株式会社河北新報社常務取締役広告・事業担当	H30定時評議員会	H29. 3. 31辞任
理事	鈴 木 紳 一	株式会社河北新報社取締役事業担当文化事業室長	H31定時評議員会	H29. 6. 13就任
監事	増 子 友 一	宮城県会計管理者兼出納局長	H32定時評議員会	—
監事	柴 山 耕 一	石巻市代表監査委員	H30定時評議員会	—

【評議員】

評議員	尾 池 守	石巻専修大学学長	H32定時評議員会	—
評議員	若 生 正 博	宮城県副知事	H31定時評議員会	H29. 3. 31辞任
評議員	河 端 章 好	宮城県副知事	H29定時評議員会	H29. 6. 13就任
評議員	佐 藤 憲 一	元仙台市博物館館長	H30定時評議員会	—
評議員	西 條 允 敏	石巻市文化協会会長	H30定時評議員会	—
評議員	阿 部 秀 保	東松島市長	H30定時評議員会	H29. 4. 22辞任
評議員	瀧 美 巖	東松島市長	H29定時評議員会	H29. 6. 13就任
評議員	煙 山 寿	日本製紙株式会社 石巻工場長兼岩沼工場長	H31定時評議員会	H29. 2. 28辞任
評議員	音 羽 徹	日本製紙株式会社 石巻工場長兼岩沼工場長	H33定時評議員会	H29. 6. 13就任
評議員	渡 辺 泰 宏	公益財団法人東北活性化研究センター専務理事	H31定時評議員会	—

## 平成28年度事業実施状況について

### 1 事業の概要

法人の目的である「慶長遣欧使節等の大航海時代の歴史的事績並びに船舶及び海洋に関する学習・体験の場を提供することにより、地域の振興及び青少年の健全育成に寄与する」基本方針を中心に、使節派遣の意義を慶長の大震災からの復興に結びつける視点及び東日本大震災で被災したミュージアムの震災遺構としての立場も加えた各種事業を行った。

また、平成28年度は、ミュージアム開館20周年に当たり、この機会に改めて、東日本大震災からの地域の再生・復興に歴史・文化・国際交流の分野から貢献できるよう、事業の充実に努めた。(平成28年度 開館日数:307日 入館者人数26,418人)

### 2 公益目的事業

#### (1) 企画事業

##### ① 文化事業

	事業名	開催月日等	備考
1	体験講座「海につどい船に学び木の文化を知る」 (春季・秋季開催)	「かながけ・ロープワーク体験」 5月3日(火・祝日) ～5月5日(木・祝日)	754名参加
		「オリジナル船づくり体験」 9月17日(土) ～9月19日(月・祝日)	151名参加
2	復元船ライトアップ	5月21日(土)	サン・ファン祭り前夜祭
3	サン・ファン館歴史講座	6月～11月の各月最終土曜日 全6回開催 講師：濱田直嗣館長	90名参加
4	第8回絵画コンクール	夏～秋季募集	58点応募
5	サン・ファン絵画教室	7月18日(月・祝日) 講師：小野寺純一先生	15名参加
6	サン・ファン・パウティスタ出帆記念日 無料開館	10月28日(金)	42名入館
7	サン・ファンイルミネーションツリー2016	12月中旬～12月31日(土)	4,033名入場 (夜間パーク入園者)
8	夜間特別開館 ファンタジーフェスタ2016	12月23日(金・祝日) 16:30～19:30	348名入館

② 企画展示事業

	事業名	開催月日等	備考
1	開館20周年記念企画展 「木造帆船サン・ファン・パウティスタが育んだもの」	8月10日(水)～11月7日(月)	7,975名入館
2	企画展関連事業 講演会「慶長使節と私」	8月14日(日) 講師：鶴岡孝夫氏	16名参加
3	企画展関連事業 オペラ「遠い帆」鑑賞会	8月21日(日)～11月6日(日) 毎週日曜日	館内エントランスにて放映

③ 共催事業（実行委員会への参画等による実施）

	事業名	開催月日等	備考
1	第23回 サン・ファン祭り	5月21日(土)前夜祭 ～5月22日(日)	18,000名入場 (5月22日入館者 2,034名)

(2) 慶長使節船ミュージアム管理運営事業

復元船の展示をメインに、船舶技術、船舶文化に関連する資料を展示し、慶長使節の偉業と帆船文化の学習の場を提供した。

① ミュージアムの管理及び各種設備機器保安・保守

運営組織に基づき協会職員が管理運営に当たるほか、次の業務は各専門の業者に委託し、更なる施設の安全性の向上と効率的な施設の維持管理に努めた。

- ア 清掃業務
- イ 警備業務
- ウ 昇降装置保守点検業務
- エ 階段昇降機設備保守点検業務
- オ 施設管理業務
- カ 植栽管理業務
- キ 電気設備管理保安業務

② 展示・解説

館内ロビーを展示スペースとして一部改装し、所蔵の帆船模型や寄贈模型、復元船の見張り台の一部等を設置するとともに、東日本大震災の被災の状況をパネルで紹介するなど、展示の拡充を図った。

また、館内の要所にアテンダントを配置し、希望する団体・学校には当館セミナールームにおいて、学芸員等が使節派遣の意義を慶長の大震災からの復興に結びつける解説等を行った。

③ 企画広報

当館ホームページ、宮城県・石巻市の広報紙、旅行雑誌への記事掲載、テレビ・新聞等あらゆるメディアを活用した広報を実施した。

また、下記の外部イベント等に積極的参加し、当館のPRを図った。

	事業名	実施月日等	備考
1	第23回支倉常長まつり	6月5日(日)	
2	Reborn-Art Festival × ap bank fes 2016	7月31日(日) ※物販あり	企画広報課職員 2名参加
3	海の幸・山の幸うまいもの市～石巻 圏交流あったかいものまつり～	11月10日(木) ※物販あり	企画広報課職員 2名参加

④ ミュージアム企画運営委員会

館長の諮問機関として、有識者からなる企画運営委員会を年1回程度開催し、企画広報事業に関する意見や提案等を受け事業運営に反映させた。

(6月20日、1月26日開催)

⑤ サン・ファン館特別開館等

ア 入館料無料開放・・・海の日(7月18日)、出帆記念日(10月28日)

イ 開館時間延長・・・8月中(午後5時30分まで1時間延長)

12月23日(午後7時30分まで夜間開館)

⑥ 避難訓練等

ア 避難訓練の実施・・・消防署職員の指導立会いによる火災を想定した  
避難訓練(11月24日)

イ AED講習の開催・・・消防署職員による実技指導(12月7日)

(3) サン・ファン・パウティスタパーク管理運営事業

立体駐車場、サン・ファン広場、芝生広場等で構成されているパークは、ミュージアムの附帯施設として、協会職員が運営管理に当たり、来場者の憩いの場、イベント会場を提供している。

また、サン・ファンパーク旧テナント内に観光案内ブース及び無料Wi-Fi機器を新規設置し、県内外からの観光客に向けたサービスの充実を図った。

なお、サン・ファンパークの主な貸出利用実績は次のとおり。

	事業名	開催月日等	主催・内容等
1	第3回サン・ファン石巻まつり	7月18日 (月・祝日)	主催：石巻まつり実行委員会 内容：ワークショップ、商品販売、ステージイベント等
2	牡鹿半島夏祭り	8月11日 (木・祝日)	主催：(一社)おしかの学校 内容：ステージイベント、屋台等
3	サンファン渡波市民夏まつり	8月14日(日)	主催：サンファン渡波市民夏まつり実行委員会 内容：ステージイベント、屋台等

4	石巻ジェントルライド2016	8月21日(日)	主催：いしのまきジェントルライド実行委員会 内容：チーム型サイクリングイベントの開会式・発着・休憩所等の利用
5	ツール・ド・東北	9月17日(土)	内容：牡鹿チャレンジグループライドの給水・休憩所としての利用(石巻市)
6	復興物産展	10月2日(日)	主催：石巻盛り上げ隊 内容：地元特産品等の販売、ステージ等
7	第13回復興グルメF-1大会	10月9日(日)	主催：第13回復興グルメF-1大会実行委員会 内容：石巻地域の地場産品を使用した復興グルメ等の出品・コンテスト

また、次の業務は各専門の業者に委託し、更なる施設の安全性の向上と効率的な施設の維持管理に努めた。

- ① 清掃業務
- ② 警備業務
- ③ 施設管理業務
- ④ 植栽管理業務

### 3 記念式典等

- (1) 宮城県慶長使節船ミュージアム開館、石巻市サン・ファン・パウティスタパーク開園20周年記念式典

【日時】8月10日(水)

【場所】サン・ファン館セミナールーム

【出席者】44名(一力雅彦代表ほか)

【その他】記念公演 宮城県指定無形民俗文化財「牡鹿法印神楽」

### 4 収益事業

#### グッズ販売事業

サン・ファン関連のグッズの新商品開発を行うなど、販売促進に努めた。

### 5 法人管理

#### (1) 理事会

第1回理事会 平成28年5月20日(火)

第2回理事会 平成28年7月15日(金) 書面表決

第3回理事会 平成28年8月20日(土) 書面表決

第4回理事会 平成29年2月 2日(木)

#### (2) 評議員会

定時評議員会 平成28年6月 9日(木)

### 6 その他

復元船「サン・ファン・パウティスタ」は、建造から23年が経過したことと、大震災に伴う大津波に直撃したことなどから腐朽が顕著になり、平成27年度に宮城県が実施した「慶長使節船復元船の今後の維持管理検討に関する調査」では「直ちに崩壊等はしなくとも、現状では後5年はもたない。」という報告が示された。(平成28年3月から乗船中

止措置)

これを受け、当協会では、学識経験者や行政及び公益団体の代表者による「サン・ファン・パウティスタの今後のあり方検討委員会」を設置し、当船の今後について検討を行い、提言書を宮城県に提出した。なお、提言の内容は次のとおり。

- 1 復元船サン・ファン・パウティスタは、東日本大震災から10年目にあたり、また、慶長使節帰国400年、東京オリンピック・パラリンピック開催などの画期となる平成32年（西暦2020年）まで、改修なしのままの状態での展示を継続できるよう努められたい。  
その後、解体せざるを得ないが、内外の関心が集まるこの間の維持管理、活用に関しては、必要に応じた措置を講じられたい。
- 2 中核になる復元船を失う宮城県慶長使節船ミュージアム及び石巻市サン・ファン・パウティスタパークについては、20年の実績をもとに、更なる新事業展開を図るための検討を、県、石巻市をはじめ関係団体において、復元船解体時期を勘案しつつ鋭意進められたい。

正味財産増減計算書  
(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

全会計

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	13,007,763	15,496,634	△ 2,488,871
基本財産受入利息	13,007,763	15,496,634	△ 2,488,871
特定資産運用益	0	0	0
特定資産受取利息	0	0	0
事業収益	183,266,263	202,275,053	△ 19,008,790
指定管理者事業収入	173,831,000	181,837,000	△ 8,006,000
宮城県受託金	133,831,000	141,837,000	△ 8,006,000
石巻市受託金	40,000,000	40,000,000	0
利用料金収入	6,214,450	15,573,710	△ 9,359,260
グッズ事業収入	3,220,813	4,864,343	△ 1,643,530
受取補助金等	1,138,158	873,936	264,222
受取民間助成金	398,862	0	398,862
民間助成金	398,862	0	398,862
受取国庫助成金	739,296	873,936	△ 134,640
電源立地交付金	739,296	873,936	△ 134,640
受取寄附金	115,000	161,122	△ 46,122
受取寄附金	115,000	161,122	△ 46,122
雑収益	1,003,814	1,879,492	△ 875,678
雑収益	1,003,814	1,879,492	△ 875,678
経常収益計	198,530,998	220,686,237	△ 22,155,239
(2) 経常費用			
事業費	193,367,975	239,109,646	△ 45,741,671
給料手当	49,570,274	51,260,258	△ 1,689,984
臨時雇賃金	90,000	0	90,000
法定福利費	7,273,091	7,222,407	50,684
福利厚生費	833,551	572,215	261,336
旅費交通費	845,180	493,807	351,373
グッズ購入費	2,012,524	3,147,919	△ 1,135,395
通信運搬費	940,485	700,313	240,172
減価償却費	4,337,201	2,629,210	1,707,991
需要費	5,354,511	3,902,672	1,451,839
(消耗品費)	4,588,276	3,507,370	1,080,906
(備品費)	766,235	395,302	370,933
修繕費	20,729,715	59,392,240	△ 38,662,525
印刷製本費	857,916	1,296,756	△ 438,840
燃料費	2,211,558	2,577,089	△ 365,531
光熱水費	15,893,305	18,311,862	△ 2,418,557
使用料及び賃借料	3,514,830	3,090,136	424,694
保険料	474,630	507,054	△ 32,424
広告宣伝費	2,866,975	2,373,032	493,943
諸手数料	395,155	304,808	90,347
諸謝金	536,800	117,485	419,315
租税公課	4,142,649	2,070,388	2,072,261
支払助成金	400,000	400,000	0
委託費	66,763,071	78,596,491	△ 11,833,420
食糧費	52,862	16,800	36,062
交際費	6,740	800	5,940
雑費	3,264,952	125,904	3,139,048

正味財産増減計算書  
(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

全会計

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
管理費	5,536,971	8,639,973	△ 3,103,002
給料手当	2,936,059	4,723,362	△ 1,787,303
法定福利費	399,844	600,870	△ 201,026
福利厚生費	23,621	32,526	△ 8,905
会議費	212,652	253,768	△ 41,116
旅費交通費	145,834	215,751	△ 69,917
通信運搬費	5,720	10,548	△ 4,828
減価償却費	183,213	1,659,636	△ 1,476,423
需要費	0	0	0
(消耗品費)	0	0	0
(備品費)	0	0	0
修繕費	419,316	69,527	349,789
印刷製本費	0	0	0
使用料及び賃借料	21,890	20,160	1,730
保険料	302,760	219,430	83,330
広告宣伝費	0	0	0
諸手数料	332,386	340,848	△ 8,462
諸謝金	0	0	0
租税公課	153,322	79,867	73,455
支払負担金	319,400	326,540	△ 7,140
交際費	80,954	67,140	13,814
寄附金	0	20,000	△ 20,000
經常費用計	198,904,946	247,749,619	△ 48,844,673
評価損益等調整前当期經常増減額	△ 373,948	△ 27,063,382	26,689,434
基本財産評価損益等	427,200	54,734,900	△ 54,307,700
特定資産評価損益等		0	0
投資有価証券評価損益等	△ 427,200	829,580	△ 1,256,780
評価損益等計	0	55,564,480	△ 55,564,480
当期經常増減額	△ 373,948	28,501,098	△ 28,875,046
2. 經常外増減の部			
(1) 經常外収入	0	0	0
投資有価証券売却益		0	0
經常外収益計	0	0	0
(2) 經常外費用			
固定資産除却損	0	1	△ 1
車輛運搬具除却損		1	△ 1
雑損失	0	0	0
雑損失		0	0
經常外費用計	0	1	△ 1
当期經常外増減額	0	△ 1	1
当期一般正味財産増減額	△ 373,948	28,501,097	△ 28,875,045
法人税、住民税及び事業税	72,000	72,000	0
一般正味財産増減額	△ 445,948	28,429,097	△ 28,875,045
一般正味財産期首残高	104,001,825	75,572,728	28,429,097
一般正味財産期末残高	103,555,877	104,001,825	△ 445,948
II 指定正味財産増減の部			
(1) 基本財産評価益	0	117,262,000	△ 117,262,000
基本財産評価益		117,262,000	△ 117,262,000
(2) 基本財産評価損	28,107,200	0	28,107,200
基本財産評価損	28,107,200	0	28,107,200
(3) 一般正味財産振替額	427,200	54,734,900	△ 54,307,700
一般正味財産振替額	427,200	54,734,900	△ 54,307,700
当期指定正味財産増減額	△ 28,534,400	62,527,100	△ 91,061,500
指定正味財産期首残高	1,143,406,700	1,080,879,600	62,527,100
指定正味財産期末残高	1,114,872,300	1,143,406,700	△ 28,534,400
III 正味財産期末残高	1,218,428,177	1,247,408,525	△ 28,980,348





# 貸借対照表

平成29年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金預金	106,385,547	97,587,051	8,798,496
未収金	38,704	45,849	△ 7,145
前払金	5,724	5,724	0
未収還付消費税等	0	524,900	△ 524,900
仮払金	26,715	0	26,715
商品	2,087,808	1,795,353	292,455
流動資産合計	108,544,498	99,958,877	8,585,621
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	1,083,759,800	1,142,818,000	△ 59,058,200
定期預金	31,112,500	588,700	30,523,800
基本財産合計	1,114,872,300	1,143,406,700	△ 28,534,400
(2) 特定資産			
積立資産	0	0	0
特定資産合計	0	0	0
(3) その他固定資産			
車輛運搬具	3	145,431	△ 145,428
什器備品	8,507,623	10,247,036	△ 1,739,413
電話加入権	268,160	268,160	0
預託金	12,260	12,260	0
その他の固定資産合計	8,788,046	10,672,887	△ 1,884,841
固定資産合計	1,123,660,346	1,154,079,587	△ 30,419,241
資産合計	1,232,204,844	1,254,038,464	△ 21,833,620
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
未払金	10,392,667	6,557,939	3,834,728
預り金			0
仮受金		0	0
未払法人税等	72,000	72,000	0
未払消費税等	3,312,000	0	3,312,000
流動負債合計	13,776,667	6,629,939	7,146,728
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	13,776,667	6,629,939	7,146,728
<b>III 正味財産の部</b>			
1. 基金			
2. 指定正味財産			
寄附金	31,112,500	588,700	30,523,800
受贈投資有価証券	1,083,759,800	1,142,818,000	△ 59,058,200
指定正味財産合計	1,114,872,300	1,143,406,700	△ 28,534,400
(うち基本財産への充当)	1,114,872,300	1,143,406,700	△ 28,534,400
3. 一般正味財産			
その他一般正味財産	103,555,877	104,001,825	△ 445,948
一般正味財産合計	103,555,877	104,001,825	△ 445,948
(うち特定資産への充当)			0
正味財産合計	1,218,428,177	1,247,408,525	△ 28,980,348
負債及び正味財産合計	1,232,204,844	1,254,038,464	△ 21,833,620



## 財務諸表に対する注記

### 1 継続事業の前提に関する注記

該当事項なし

### 2 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

基本財産として所有する有価証券は、決算日の市場価額に基づく時価による。

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

備品及び車輛運搬具 定率法

#### (4) 引当金の計上基準

該当事項なし

#### (5) リース取引の処理方法

該当事項なし

#### (6) 消費税の会計処理

税込処理

### 3 会計方針の変更

該当事項なし

### 4 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前 期 末 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 末 残 高
基本財産				
投資有価証券	1,142,818,000		59,058,200	1,083,759,800
定期預金	588,700	30,523,800		31,112,500
小 計	1,143,406,700	30,523,800	59,058,200	1,114,872,300
特定資産				
事業調整積立				0
小 計	0	0	0	0
合 計	1,143,406,700	30,523,800	59,058,200	1,114,872,300

### 5 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当 期 末 残 高	(うち指定正味財 産からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に対応 する額)
基本財産				
投資有価証券	1,083,759,800	1,083,759,800	0	0
定期預金	31,112,500	31,112,500	0	0
小 計	1,114,872,300	1,114,872,300	0	0
特定資産				
事業調整積立				0
小 計	0	0	0	0
合 計	1,114,872,300	1,114,872,300	0	0

6 担保に供している資産

該当事項なし

7 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高（直接法により減価償却を行っている場合）

固定資産の取得価額、減価償却累計額および当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
車 輛 運 搬 具	3,271,140	3,271,137	3
什 器 備 品	199,599,980	191,092,357	8,507,623
電 話 加 入 権	268,160		268,160
合 計	203,139,280	194,363,494	8,775,786

8 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

(貸倒引当金を直接控除した残額のみを記載した場合)

該当事項なし

9 保証債務（債務保証を主たる目的事業としている場合を除く。）等の偶発債務

該当事項なし

10 その他有価証券の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

その他有価証券の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	帳簿価額	時 価	評価損益
第154回国債20年	641,480,000	623,112,000	△ 18,368,000
第154回国債20年	359,687,000	349,387,800	△ 10,299,200
第560回東京電力債20年	110,700,000	111,260,000	560,000
合 計	1,111,867,000	1,083,759,800	△ 28,107,200

11 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金の名称	交付者	前期末残	当期増加額	当期減少額	当期末残高
原子力立地交付金	東北電力㈱		739,296	739,296	
合 計			739,296	739,296	

12 基金及び代替基金の増減額及びその残高

該当事項なし

13 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
基本財産評価損益等の振替	427,200
合 計	427,200

14 関連当事者との取引の内容

該当事項なし(取引条件及び取引条件の決定方針等)

15 重要な後発事象

該当事項なし

16 その他

該当事項なし

1 公益財団法人 慶長遣欧使節船協会  
(様式3-2)

キャッシュ・フロー計算書

平成 28 年 4 月 1 日 から 平成 29 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 事業活動によるキャッシュ・フロー			
1. 当期一般正味財産増減額	△ 373,948	28,501,097	△ 28,875,045
2. キャッシュ・フローへの調整額			
減価償却費	4,520,414	4,288,846	231,568
基本財産評価	△ 427,200	△ 54,734,900	54,307,700
投資有価証券評価損益	427,200	△ 829,580	1,256,780
未収金の増減額	7,145	7,576	△ 431
仮払金の増減額	△ 26,715	0	△ 26,715
その他流動資産の増減額	524,900	△ 524,900	1,049,800
未払金の増減額	3,834,728	△ 20,720,372	24,555,100
未払消費税の増減額	3,312,000	△ 3,034,500	6,346,500
その他負債の増減額	0	△ 495,647	495,647
指定正味財産からの振替額	△ 427,200	△ 54,734,900	54,307,700
その他	△ 33,314,144	△ 94,138,666	60,824,522
小計	△ 21,568,872	△ 224,917,043	203,348,171
4. 指定正味財産増加収入			
一般正味財産への振替額	427,200	54,734,900	△ 54,307,700
基本財産増加収入	△ 28,107,200	117,262,000	△ 145,369,200
指定正味財産増加収入	△ 28,107,200	117,262,000	△ 145,369,200
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 50,050,020	△ 79,153,946	29,103,926
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1. 投資活動収入			
基本財産取崩収入	61,484,089	2,175,215,570	△ 2,113,731,481
基一投資有価証券売却収入	61,484,089	2,175,215,570	△ 2,113,731,481
投資活動収入計	61,484,089	2,175,215,570	△ 2,113,731,481
2. 投資活動支出			
基本財産取得支出	0	2,087,856,533	△ 2,087,856,533
基一投資有価証券取得支出	0	2,087,856,533	△ 2,087,856,533
固定資産取得支出	2,635,573	11,742,340	△ 9,106,767
車両運搬具購入支出	0	1,745,140	△ 1,745,140
什器備品購入支出	2,635,573	9,997,200	△ 7,361,627
敷金・保証金支出	0	12,260	△ 12,260
保証金支出	0	12,260	△ 12,260
投資活動支出計	2,635,573	2,099,611,133	△ 2,096,975,560
投資活動によるキャッシュ・フロー	58,848,516	75,604,437	△ 16,755,921
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1. 財務活動収入			
2. 財務活動支出			
IV 現金及び現金同等物の増減額	8,798,496	△ 3,549,509	12,348,005
V 現金及び現金同等物の期首残高	97,587,051	101,136,560	△ 3,549,509
VI 現金及び現金同等物の期末残高	106,385,547	97,587,051	8,798,496

財 産 目 録  
平成29年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)			
現金	小口現金有高	運転資金として	617,022
預金	普通預金 七十七銀行渡波支店 (事業費) 七十七銀行渡波支店 (利用料金口座) 七十七銀行渡波支店 (預り金口座) 七十七銀行渡波支店 (市委託) 七十七銀行渡波支店 (事業収入) 仙台銀行石巻支店 (事業費)	運転資金 (事業費管理) として 運転資金 (利用料金管理) として 運転資金 (預り金管理) として 運転資金 (市委託管理) として 運転資金 (事業収入管理) として 運転資金 (事業費管理) として	90,216,936 1,447,051 0 9,881,397 431,114 3,792,027
未収金	㈱アベックス他 石巻観光協会 宮城県教職員互助会 東日本電信電話㈱	自販機販売手数料 3月ショップ売上金 互助会入館料 公衆電話委託手数料	30,290 7,290 1,000 124
前払金	セコム㈱	4月分AED借料	5,724
仮払金	宮城労働局	労働保険料精算残金	26,715
商品		販売用として	2,087,808
流動資産合計			108,544,498
(固定資産)			
基本財産	投資有価証券	有価証券 第154回国債 (20年) 第154回国債 (20年) 東京電力債 (20年)	公益目的保有財産(51.7%)及び法人活動に供する財産(48.3%)であり、運用益を公益目的事業と法人管理の財源として使用している。 623,112,000 349,387,800 111,260,000
特定資産	定期預金	定期預金 七十七銀行渡波支店 仙台銀行石巻支店	同上 588,700 30,523,800
その他	車輦運搬具 什器備品	中古車輛3台 事務用品, 消防関係設備等 復元船船内展示装飾等 観光案内用カウンター・イス等 サン・ファン船パーツ種型・金型・マスク 展示用絵画他	3 7,595,127 19 829,715 2 82,760
固定資産	電話加入権 預託金	4回線 公用車リサイクル料	268,160 12,260
固定資産合計			1,123,660,346
資産合計			1,232,204,844
(流動負債)			
未払金	石巻市 東日本電信電話㈱ 東北電力㈱ 石巻年金事務所 ㈱南北社 キョウワセキュリティ㈱ ㈱宮城広告センター ㈱岡部薬局 ㈱日本土木 ㈱マイクロエレベーター 南光運輸㈱ 石巻廃棄物処理センター その他	指定管理料精算額 Wi-Fi整備工事 電気料金 社会保険料 展示パンフレット製作費 警備料 広告料 木製棚・木製収納*アカウント*等 展示用ポスターグリップ取付工事 エレベーター保守点検 燃料費 不用品廃棄処理料	3,160,622 1,620,000 1,321,668 1,008,327 864,000 460,800 556,200 252,785 222,480 165,240 151,200 138,240 471,105
未払法人税等	法人県民税・法人市民税	税の確定に伴う支払	72,000
未払消費税等	消費税	税の確定に伴う支払	3,312,000
流動負債合計			13,776,667
負債合計			13,776,667
正味財産			1,218,428,177

公益目的保有財産の明細

財産種別	公益認定前取得 不可欠特定財産	公益認定後取得 不可欠特定財産	その他の 公益目的保有財産	使用事業
投資有価証券			国債等 66,109,350 円 国債等 247,097,233 円 国債等 82,365,745 円 国債等 164,731,490 円	企画事業 ミュージアム事業 復元船事業 上記事業共用
定期預金(基本財産)			七十七銀行 35,911 円 仙台銀行 1,861,952 円 七十七銀行 134,224 円 仙台銀行 6,959,426 円 七十七銀行 44,741 円 仙台銀行 2,319,809 円 七十七銀行 89,482 円 仙台銀行 4,639,618 円	企画事業 ミュージアム事業 復元船事業 上記事業共用
什器備品			事務用品・消防設備等 7,595,127 円 復元船内展示等 19 円 観光案内所用カウンター等 829,715 円	ミュージアム事業 復元船事業 パーク事業
電話加入権			4回線 268,160 円	ミュージアム事業
合計			585,082,002 円	

資産別固定資産減価償却内訳表

自 28年 4月 1日  
至 28年 3月 31日

物件名称	数量	償却方法	取得使用年数	耐用年数	償却率	期間	取得価額	期首帳簿価額	当期増減額	普通償却額	特別(割増)償却額	当期減損失額 当期償却額	当期償却 原価額	期末帳簿価額	(特損損失累計額) 償却累計額	備考
【 車輛運搬用具 】																
【 1収益 】																
103-00 中古 軽トラック H18/3月製	1	定率	H22.2	2	1.000		670,000	1						1	669,999	償却済
104-00 中古 軽トラック H18年製	1	定率	H22.5	2	1.000		856,000	1						1	855,999	償却済
105-00 中古 軽トラック H23年製	1	定率	H27.5	2	1.000	12	1,745,140	145,429		145,428		145,428	145,428	1	1,745,138	償却完了
※分類計※ 収益							3,271,140	146,431	0	145,428		145,428	145,428	3	3,271,137	
※資産計※ 車輛運搬用具							3,271,140	146,431	0	145,428		145,428	145,428	3	3,271,137	
【 器具及び備品 】																
【 0分類 】																
264-00 アスルト再生機/型/5分説明プレート	1	定率	H28.4	10	0.200	12	600,000		800,000	120,000		120,000	120,000	480,000	120,000	
269-00 ロープ橋本スバル	1	定率	H28.5	10	0.200	11	129,600		129,600	23,760		23,760	23,760	105,840	23,760	
268-00 乗組員注意板(スバル製)	1	定率	H28.5	10	0.200	11	182,293		182,293	33,419		33,419	33,419	148,874	33,419	
267-00 タイヤ-ム/7P/5外-1式	1	定率	H28.6	10	0.200	10	320,760		320,760	53,490		53,490	53,490	267,300	53,490	
420-00 ハ-1000 光源内所用加付/ク-15他-1式	1	定率	H28.8	15	0.133	8	910,440		910,440	80,725		80,725	80,725	829,715	80,725	
421-00 アルミ製風外提示板	1	定率	H28.9	10	0.200	7	492,480		492,480	57,456		57,456	57,456	435,024	57,456	
※分類計※ 分類							2,635,573		2,635,573	388,820		388,820	388,820	2,286,753	388,820	
【 1収益 】																
201-00 片挿機 WK KS-0	1	旧 定率	H3.4	15	12/60	12	30,127	303		301		301	301	2	30,125	償却基礎 1,506
202-00 肘付椅子 ヲテ 311-5370	1	旧 定率	H3.4	10	12/60	12	54,847	3		2		2	2	1	54,846	償却完了 償却基礎 2,742
203-00 座席椅子 ヲテ GE-335S	1	旧 定率	H3.4	5	12/60	12	28,741	1						1	28,740	償却済
204-00 座席椅子 ヲテ GE-336S	1	旧 定率	H3.4	5	12/60	12	28,741	1						1	28,740	償却済
205-00 座席椅子 ヲテ GE-332S	1	旧 定率	H3.4	5	12/60	12	48,607	1						1	48,606	償却済
206-00 座席椅子 ヲテ NT-SZ	1	旧 定率	H3.4	10	12/60	12	31,672	4		3		3	3	1	31,671	償却完了 償却基礎 1,683
207-00 展示用見聞図	1	旧 定率	H3.12	7	12/60	12	1,218,490	1						1	1,218,489	償却済
208-00 印刷装置	1	旧 定率	H4.1	10	12/60	12	18,540	2		1		1	1	1	18,539	償却完了 償却基礎 928

自 28年 4月 1日  
至 29年 3月 31日

資産別固定資産減価償却内訳表

物件名称	数量	償却方法	取得 使用 年数	償却 率	期間	取得価額	期首帳簿価額	当期増減額	普通償却額	特別(料増)償却額	尚残減価損失額 当期償却前	当期償却 限度額	期末帳簿価額	(繰越利益累計額) 償却累計額	備考
209-00 函箱机 NK KS-2	1	旧 定率	H5.10 15	0.142	12	54,590	1,095		545		545	545	550	54,040	償却基礎 2,729
210-00 金庫 ナガ 303-4252	1	旧 定率	H5.10 20	0.109	12	182,928	12,808		1,407		1,407	1,407	11,502	171,426	
214-00 船内履示装置	1	旧 定率	H5.10 5	12/60	12	149,845,910	1						1	149,845,909	償却済
216-00 救助用ボート トラ W18DF	1	旧 定率	H5.10 5	12/60	12	500,000	1						1	499,999	償却済
219-00 キヤメラ-1 TV	1	旧 定率	H5.11 5	12/60	12	298,700	1						1	298,699	償却済
216-00 船内履示装置 船舵主人形	1	旧 定率	H6.3 8	12/60	12	2,163,000	1						1	2,162,999	償却済
217-00 船内履示装置 船舵主人形	1	旧 定率	H6.3 5	12/60	12	854,290	1						1	854,288	償却済
220-00 船舶用ボツ SAK-M80	1	旧 定率	H6.3 5	12/60	12	1,854,000	1						1	1,853,999	償却済
221-00 船内 TV	1	旧 定率	H6.3 3	12/60	12	382,027	1						1	382,026	償却済
222-00 作業足場	1	旧 定率	H6.3 3	12/60	12	105,060	1						1	105,059	償却済
223-00 レバーロック CUB 1ST	1	旧 定率	H6.3 3	12/60	12	432,800	1						1	432,599	償却済
224-00 浮揚機	1	旧 定率	H6.3 5	12/60	12	133,076	1						1	133,075	償却済
225-00 ホウダブルアツ APM 他2	1	旧 定率	H6.3 5	12/60	12	19,261	1						1	19,260	償却済
226-00 水中ボツ SG-150G	1	旧 定率	H6.3 7	12/60	12	81,309	1						1	81,308	償却済
228-00 高圧洗浄機	1	旧 定率	H6.3 3	12/60	12	117,358	1						1	117,357	償却済
227-00 トランシーバ	1	旧 定率	H6.4 8	12/60	12	5,552,000	1						1	5,551,999	償却済
228-00 寄付産差名版	1	旧 定率	H6.5 6	12/60	12	10,187	1						1	10,186	償却済
230-00 マイクススタンド MT-96	1	旧 定率	H6.5 5	12/60	12	13,905	1						1	13,904	償却済
230-00 マイクススタンド MT-181	1	旧 定率	H6.5 8	12/60	12	77,250	1						1	77,249	償却済
232-00 消火器設備	1	旧 定率	H6.6 3	12/60	12	43,260	1						1	43,259	償却済
237-00 電線機	1	旧 定率	H6.8 8	12/60	12	462,882	1						1	462,881	償却済
238-00 ショーカー	1	旧 定率	H6.8 3	12/60	12	38,522	1						1	38,521	償却済
238-00 タイムマイク WM-811/B11	1	旧 定率	H6.8 5	12/60	12	24,720	1						1	24,719	償却済
238-00 新聞機 ITO 85INK	1	旧 定率	H7.9 3	12/60	12	12,380	1						1	12,359	償却済
242-00 カツパリング 野野式85X40	1	旧 定率	H11.5 5	12/60	12	81,245	1						1	81,244	償却済
244-00 A.L.製足場	1	旧 定率	H11.7 5	12/60	12	81,245	1						1	81,244	償却済
245-00 A.L.製足場	1	旧 定率	H15.3 5	12/60	12	3,435,390	1						1	3,435,389	償却済
248-00 複写機用紙	1	旧 定率											1		償却済

自 28年 4月 1日  
至 29年 3月 31日

資産別固定資産減価償却内訳表

物件名称	数量	償却方法	取得年月	償却率	期間	取得価額	新増減価額	当期増減額	普通償却額	特別(減増)償却額	当期減損損失額 当期償却額	当期償却 限度額	期末帳簿価額	(繰越期末累計額) 償却累計額	備考
247-00 慶元船風船用帆	1	旧 定率	H16.4	5	12/80	783,825	1							783,824	償却済
253-00 バンドー 日立CB65 H9.3脱炭	1	旧 定率	H19.12	2	1.000	80,000	1							79,999	償却済
251-00 レジストグラフ	1	旧 定率	H20.3	5	0.500	1,257,564	1							1,257,563	償却済
408-00 電話設備改修工事一式	1	旧 定率	H21.11	6	0.417	1,115,000	1							1,114,999	償却済
410-00 ハイビジョンチューナー内蔵レコーダ	1	旧 定率	H21.12	5	0.500	60,000	1							59,999	償却済
255-00 プロシエクター	1	旧 定率	H22.4	5	0.600	219,048	1							219,047	償却済
258-00 カメラ設備修繕	1	旧 定率	H22.7	6	0.417	180,000	1							179,999	償却済
258-00 カーナビ製作	1	旧 定率	H22.7	8	0.313	471,200	55,183		18,431	18,431	18,431	18,431	38,752	434,448	改定価格 55,183
260-00 経費計算機	1	旧 定率	H22.7	5	0.500	80,800	1							80,799	償却済
281-00 三菱三菱エンジン	1	旧 定率	H22.12	5	0.500	81,800	1							81,799	償却済
414-00 三菱三菱エンジン	1	旧 定率	H25.7	3	0.667	472,500	26,185			26,184	26,184	26,184	472,499	改定価格 26,185	
416-00 三菱三菱エンジン	1	旧 定率	H25.12	3	0.667	582,275	48,488			48,487	48,487	48,487	582,274	改定価格 48,488	
415-00 LED照明	1	旧 定率	H25.12	3	0.667	173,140	14,932			14,931	14,931	14,931	173,139	改定価格 14,932	
417-00 TV-BDプレイヤー一式	1	旧 定率	H26.1	3	0.400	176,165	67,733			23,093	23,093	23,093	34,640	143,545	
418-00 LED照明	1	旧 定率	H26.12	3	0.667	429,300	11,174			74,153	74,153	74,153	37,021	392,279	
262-00 慶元用設備DVD	1	旧 定率	H27.11	5	0.400	9,547,200	7,856,000		3,182,400		3,182,400	3,182,400	4,773,600	4,773,600	
263-00 三菱三菱エンジン	1	旧 定率	H27.11	5	0.400	450,000	375,000		150,000		150,000	150,000	225,000	225,000	
※分類計※ 取益						194,082,074	9,087,494		3,908,382		3,908,382	3,908,382	5,119,112	188,972,962	
[ 2非取益 ]															
239-00 映画 カレオン船	1	旧 定率	H7.8	8	0.250	800,000	60,069		15,017		15,017	15,017	45,052	754,948	
240-00 映画 貴族の食堂	1	旧 定率	H7.8	8	0.250	100,000	7,510		1,877		1,877	1,877	5,633	94,367	
241-00 映画 病院の回廊	1	旧 定率	H7.8	8	0.250	100,000	7,510		1,877		1,877	1,877	5,633	94,367	
243-00 映画 伊達の黒船	1	旧 定率	H10.8	8	0.250	200,000	15,018		3,754		3,754	3,754	11,264	188,736	
252-00 映画 支那常景 太平洋横断の四	1	旧 定率	H20.2	8	0.313	300,000	1						1	299,999	償却済
411-00 映画 サン・エゴ要塞、堀の一角	1	旧 定率	H21.12	8	0.313	93,333	8,522		4,273		4,273	4,273	4,249	89,084	改定価格 12,785
412-00 映画 田舎のメルカード	1	旧 定率	H21.12	8	0.313	120,000	10,958		5,483		5,483	5,483	5,463	114,537	改定価格 10,449

自 28年 4月 1日  
至 29年 3月 31日

資産別固定資産減価償却内訳表

物件名称	数量	償却方法	取得 使用年数	耐用 年数	償却 率	期間	取得価額	相當減価額	当期増減額	普通償却額	特別(割増) 償却額	当期減損損失額 当期償却額	当期償却 限度額	期末帳簿価額	(繰越資産科目別) 償却累計額	備考
413-00 絵画 民族衣装の少女	1	H19 定率	H21.12	8	0.313	12	120,000	10,956		5,493		5,493	5,493	5,493	114,537	改正面書 16,449
※分類計※ 非収益							1,833,333	120,542		37,784		37,784	37,784	82,756	1,750,575	
※資産計※ 器具及び備品							198,560,990	9,208,036	2,895,573	4,374,986		4,374,986	4,374,986	7,488,623	191,092,357	
【 無形固定資産 】																
【 0分類 】																
301-00 重経加入権 24-3351	1	非償					72,000	72,000						72,000		
302-00 重経加入権 24-3352	1	非償					72,000	72,000						72,000		
303-00 重経加入権 24-3376	1	非償					74,160	74,160						74,160		
304-00 重経加入権 24-0883	1	非償					50,000	50,000						50,000		
※分類計※ 分類							288,160	288,160						288,160		
※資産計※ 無形固定資産							288,160	288,160						288,160		
【 1収益 】																
248-00 地図 ヤシク 銅板 新日本図		非償					398,000	398,000						398,000		
248-00 地図 非-マ 銅板 北洋中蘭米		非償					262,500	262,500						262,500		
250-00 地図 ヤシク 銅板 三ローツバ		非償					157,500	157,500						157,500		
400-00 地図 三ローツバ古地図		非償					220,000	220,000						220,000		
※分類計※ 収益							1,038,000	1,038,000						1,038,000		
※資産計※ 書画骨董							1,038,000	1,038,000						1,038,000		
※合計※							203,139,280	10,860,827	2,895,573	4,520,414	0	4,520,414	4,520,414	8,775,786	194,363,484	

## 平成29年度事業計画について

### 1 事業計画

法人の目的である「慶長遣欧使節等の大航海時代の歴史的実績並びに船舶及び海洋に関する学習・体験の場を提供することにより、地域の振興及び青少年の健全育成に寄与する」基本方針を中心に、使節派遣の意義を慶長の大震災からの復興に結びつける視点及び東日本大震災で被災したミュージアムの震災遺構としての立場も加えた各種事業を行う。

また、平成29年度は、伊達政宗生誕450周年にあたるため、各関係団体と積極的に連携を図りながら、地域の再生・復興及び歴史・文化・国際交流の分野から貢献できるよう、大型イベントや学校教育活動等の事業の充実に努めてまいります。(平成29年度 開館日数：309日 入館者見込み人数：30,000人)

### 2 公益目的事業

#### (1) 企画事業

##### ① 文化事業

No.	事業名	開催月日・期間・内容等	備考
1	復元船ライトアップ	【開催日】5月3日(水)～7日(日)5日間	
2	体験学習「海につどい船に学び木の文化を知る」(「海・船・木」をテーマにした体験メニューの提供)	① 第1回 春季(GW期間) 【開催日】5月4日(木)～6日(土) 【内 容】ロープワーク・カンナがけ体験	
		② 第2回 夏季 【開催日】7月15日(土)～17日(月祝) 【内 容】木工教室	
		③ 第3回 秋季 【開催日】9月17日(日)～18日(月祝) 【内 容】帆船モビール作り体験	
3	サン・ファン歴史講座 館長と学ぶ「伊達の文化と慶長使節」	【開催日】6～10月までの月5回(計5回) 【内 容】仙台藩を彩る「伊達の文化」をテーマとして、5回の講座を開催。	
4	サン・ファン絵画教室	【開催日】8月初旬開催予定	
5	第9回絵画コンクール	【内 容】「夢・希望」などをテーマに、サン・ファン・パウティスタをモチーフとした絵画作品を募集します。(募集：夏～秋季予定) 《応募作品展》 【期 間】11月23日(木祝)～1月末予定	
6	サン・ファンイルミネー	【期 間】12月中旬～平成30年1月中旬	

	ションツリー2017	【内 容】復元船を電飾とライトアップで幻想的に彩ります。	
7	ファンタジーフェスタ 2017《サン・ファン館夜間延長開館》	【開催日】12月23日(土祝) 【内 容】サン・ファン館を夜間延長開館し、ミニイベントを開催します。	

② 企画展示事業

No.	事業名	開催月日・期間・内容等	備考
1	伊達政宗生誕450周年 企画展「政宗がサン・ファン・パウティスタに託した夢」(仮)	【期 間】通年(展示替え有) 【内 容】伊達政宗生誕450周年を記念し、企画展を開催します。	
2	伊達政宗生誕450周年 企画展関連事業「サン・ファン出帆記念祭(仮)」	【開催日】10月28日(土) 【内 容】伊達政宗の生誕とサン・ファン・パウティスタの出帆を記念し、野外イベントを開催します。《サン・ファン館入館無料》	
3	伊達政宗生誕450周年企画 展関連シンポジウム(タイトル未定)	【開催日】11月12日(日) 【内 容】宮城県の貴重な文化遺産であるサン・ファン・パウティスタを題材としたシンポジウムを開催	

③ 共催イベント(実行委員会等による実施)

No.	事業名	開催月日・期間・内容等	備考
1	サン・ファン祭り	【開催日】5月28日(日) 【内 容】サン・ファン館最大のイベント。復元船の進水日を祝い野外イベントを開催します。 《主催:サン・ファン祭り実行委員会》	
2	サン・ファン渡波市民 夏祭り(予定)	【開催日】8月13日(日) 【内 容】渡波地域の住民らで作る実行委員会に参画し、夏祭りを開催します。 《主催:サン・ファン渡波市民夏祭り実行委員会》	

(2) 慶長使節船ミュージアム管理運営事業

復元船の展示をメインに、船舶技術、船舶文化に関連する資料を展示し、慶長使節の偉業と帆船文化の学習の場を提供する。

① ミュージアムの管理及び各種設備機器保安・保守

運営組織に基づき協会職員が管理運営に当たるほか、次の業務は各専門の業者に委託し、更なる施設の安全性の向上と効率的な施設の維持管理に努める。

- ア 清掃業務
- イ 警備業務
- ウ 昇降装置保守点検業務
- エ 階段昇降機設備保守点検業務
- オ 施設管理業務
- カ 植栽管理業務
- キ 電気設備管理保安業務

② 展示解説

館内の要所にアテンダントを配置し、随時解説を行うほか、土・日・祝日には、希望する団体等を対象に随時解説を実施する。

③ 企画広報

当館ホームページ、宮城県・石巻市の広報紙、旅行雑誌への記事掲載、テレビ・新聞等あらゆるメディアを活用した広報を実施する。

④ ミュージアム企画運営委員会

館長の諮問機関として、有識者からなる企画運営委員会を年1回程度開催し、企画広報事業に関する意見や提案等を受け事業運営に反映させる。

⑤ サン・ファン館特別開館等

- ア 入館料無料開放・・・海の日（7月17日）、出帆記念日（10月28日）
- イ 開館時間延長・・・8月中（午後5時30分まで1時間延長）  
12月23日（午後7時30分まで夜間開館）
- ウ 特別開館・・・お盆休み特別開館（8月15日）

(3) 復元船管理運営事業

復元船を貴重な県民の財産として維持管理するため、適切な補修等を実施する。

① 船体の補修

簡易な補修は協会施設船舶課職員が直接行う。(通年)

② 船体補修工事

中規模～大規模な補修は宮城県と協議の上、必要に応じて適切に実施する。

③ 復元船保存・展示検討

復元船の保存、展示方法について、指定管理者として宮城県や復元船建造企業など専門知識を有する方々などと協議しながら適切な方法等を検討する。

(4) サン・ファン・バウティスタパーク管理運営事業

立体駐車場、サン・ファン広場、芝生広場等で構成されているパークは、ミュージアムの  
附帯施設として、来場者の憩いの場、イベント会場を提供する。

協会職員が運営管理に当たるほか、次の業務は各専門の業者に委託し、更なる施設の安全  
性の向上と効率的な施設の維持管理に努める。

- ① 清掃業務
- ② 警備業務
- ③ 施設管理業務
- ④ 植栽管理業務

3 収益事業

グッズ販売事業

サン・ファン関連のグッズや石巻市の伝統工芸品「雄勝硯」を活用した新商品の開発を行う  
など、販売促進に努める。

4 法人管理

(1) 理事会

- |        |               |
|--------|---------------|
| 第1回理事会 | 平成29年5月下旬(予定) |
| 第2回理事会 | 平成30年2月下旬(予定) |

(2) 評議員会

- |        |               |
|--------|---------------|
| 定時評議員会 | 平成29年6月中旬(予定) |
|--------|---------------|